

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名 及び住所	キングランリニューアル（株）	東京都千代田区神田小川町１－１
2. 指名停止措置期間	令和7年4月4日から令和7年6月3日まで（2か月）	
3. 指名停止措置の適用範囲	稲敷市が発注する建設工事等	
4. 事実概要	キングランリニューアル(株)は、建設業の許可を受けずに建設業を営む者と建設業法施行令第1条の2に定める金額を超えた額をもって下請契約を締結した。当該事実が建設業法第28条第1項第6号に該当するとして、国土交通省関東地方整備局から令和6年12月3日付けで指示処分を受けた。このことが、茨城県建設工事等請負業者指名停止等措置要領別表第2第14号アに該当するため。	
5. 指名停止理由	このことは、「稲敷市契約事務等に関する規程」（平成17年稲敷市告示第2号）別表第3第17号「建設業法違反行為」に該当する。	
	（稲敷市契約事務等に関する規程別表第3） 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準	
	措置要件	期間
	1～16（略）	
	（建設業法違反行為） 17 建設業法(昭和24年法律第100号)の規定に違反し、工事等の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき(次号に掲げる場合を除く。) (1) 指示処分を受けたとき。 (2) 営業停止処分を受けたとき。	当該認定をした日から2か月以上6か月以内 当該認定をした日から3か月以上9か月以内
	18～19（略）	